３．災害対応の状況（平成 23 年３月中を中心に）

宮古市は、地震直後に災害対策本部を設置し、さまざまな災害対応を展開した。調査を行った４つの分野の３月中の対応状況（受援の状況を含む）は、次のとおりである。

（１）災害対策本部事務局

①　概況

平成 23 年３月 11 日（金）14 時 46 分に地震が発生した直後、災害対策本部を設置した。15 時半頃から本庁舎も津波に襲われ、２階近くまで浸水して孤立する中、16 時に４階特別会議室で最初の災害対策本部会議を開催して避難指示の状況報告や当面の活動方針などを協議した（発災当日は日付が変わるまでに９回開催）。３月議会の最終日であり、市長をはじめとする幹部職員は全員在庁していた。一方で、非常用発電装置を備えておらず、災害対策本部会議は、懐中電灯を照らしながらの開催となった。なお、本部事務局は、６階大ホールに設けた。

災害対策本部会議は合同災害対策本部として、本部員以外に以下の機関が集まり、翌日以降も頻繁に開催して対応の確認や協議などを重ねた（**表 1-3**）（３月末までの 21 日間で 51 回開催）。

- 東北電力
- ＮＴＴ
- 三陸国道事務所（国土交通省東北地方整備局）
- 自衛隊
- 警察
- 消防署
- 県沿岸広域振興局宮古地域振興センター

本部事務局からは本部会議に３人が出席して記録を録った。

なお、津波の被災を免れ、自家発電装置も備わっている宮古地区広域行政組合消防本部（市本庁舎から 1.5km ほどの場所に立地。宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村を管轄）には、緊急消防援助隊や自衛隊などの救援機関が集結し、連絡会議が頻繁に開催された。連絡会議には市からも市長や危機管理監が出席し、情報の共有や活動の調整などを行った。連絡会議については、あらかじめ地域防災計画に規定していたものではなく、本大震災の対応の中で生まれたものだった。

６階大ホールに設けた災害対策本部事務局には市各部や関係機関のスペースを配置し、情報の集約、関係機関との調整、災害対策本部会議の庶務を行った（マスコミ等立入不可）。本部事務局には、危機管理課長をはじめ危機管理課、総務課等の市職員の他、次の機関が同居した。

- 宮古消防署
- 宮古警察署
- 国土交通省関東地方整備局
- 自衛隊

また、危機管理監は、４階の通常の執務室においてマスコミ等外部との応対や市長との連絡調整などにあたった（同じ階に市長室）。なお、県は本部事務局には常駐はせず、本部会議毎に出席（沿岸広域振興局宮古地域振興センター長等）した。

表 1-3　最初の３日間の災害対策本部会議の開催状況

	回数	内容	備考
３月 11 日	９回 (16 時～23 時)	◆ 各部署の対応確認 ◆ 内陸部勤務職員を水道庁舎に集結 ◆ 物資配送、重機待機ｽﾍﾟｰｽ、遺体安置所の位置を決定 ◆ 関係機関の状況確認、支援要請など ◆ 避難所へおにぎり配布開始	● 本庁舎は孤立しているため、移動系無線、消防無線、携帯電話(au)を使用し、情報収集。
３月 12 日	６回 (０時～17 時)	◆ 関係機関の支援情報はいる ◆ 夜明け後の対応協議し、体制構築 ◆ 道路啓開は、基幹病院へのルート確保を優先 ◆ 調査班を各地区に展開。避難者や被害状況を確認 ◆ 調査班の報告をもとに、体制再構築	● 通信手段が限られていたため、足で情報を取りに。
３月 13 日	４回 (８時～18 時)	◆ 支援物資集積場所決定、炊き出し場所再構築 ◆ 仮設住宅の用地確保を開始 ◆ 避難者名簿を 14 日午後公表へ ◆ 14 日から合同本部会議を朝夕の２回開催 ＊防災行政無線による市長挨拶を 15 日から開始する。	● 道路啓開により、基幹道路の通行が可能になったことにより、情報や物流が動きだす。

【出典】山本正徳宮古市長講演資料をもとに作成 鳥取県市町村長防災危機管理ラボ(H25.1.15)　主催:(財)消防科学総合センター, 鳥取県

②　受援の状況

本部事務局の運営（情報収集・整理・分析、本部会議庶務等）については、申し出はあったものの外部機関（市町村等）からの人的な応援は受けなかった。職員に人的被害がなかったことから、市の事情に精通している職員により、市として内部体制を固め、主体的に活動していくことが最も望ましいと考えていた。当初の混乱期を過ぎた後は、宿直について３班（1 班は指揮者と職員２名で構成）体制で運営していった。

一方、本部事務局には、市長を通じるものも含め、他市町村などから応援の申し出が多数寄せられた。申し出自体は大変ありがたいものだったが、一番困ったのは、「○人出すから何でも使ってくれ」といった趣旨のものだった。応援に来る人は土地勘がなく、また、何人来るのか、いつまで応援するのか等も不明確で、組織の歯車の一つとして組み込むことができなかった。そのため、「何かあればまた応援をお願いする」といった形で、断ることがほとんどだった。

今後の災害に備えるという観点からは、次の点が挙げられた。

- 応援の申し出が多数寄せられることを想定し、市町村には受援の窓口が求められること
- 被災経験のある市町村から、自分たちが応援を受けて助かったという内容を提示し、何を応援して

もらえばよいのかわからない状況にある市町村に具体的な内容を示すことが有効ではないか。

（２）食料・物資の調達・集積・配送

①　概況

主な食料・物資の調達・集積・配送は、市民生活部が所管し、教育委員会などの庁内各部や外部の応援機関並びにボランティアと連携して対応した。主な活動の場は、本庁（物資の調達）、水道庁舎（初期の配送拠点）、新里トレーニングセンター（新里トレセン）（集積・配送の拠点）であった。活動の基本フォーマット（形）は、発災初日～２日にかけての直後期、３日目～10 日目の模索期、11 日目以降の安定期と段階を経て変化していった。入手した資料と聞き取りの結果を踏まえ、それぞれの段階を整理する。

ア．直後期（図 1-2）

発災当日、本庁舎と隣接する分庁舎の職員は、津波により孤立し、組織的な活動を本格的に展開することは困難だった。そのような中、新里総合事務所（本庁舎から 18km 西方、旧新里村役場）と川井総合事務所（本庁舎から 30km 西方、旧川井村役場）でおにぎりの炊き出しが行われ、浸水した地域を通らずにたどり着ける避難所へ車又は徒歩で配送された（指揮系統は不明）。その際、避難者数などの把握も行われるようになった。また、災害対策本部会議で水道庁舎（本庁舎から２km 西方）を配送基地と決め、新里と川井総合事務所勤務職員と公用車を集結させた。

翌日。新里・川井総合事務所やメーカーから食料や水を水道庁舎に集め、教育委員会職員約 12 名により各避難所に配送した。がれきなどで通行困難な箇所が各所にあり、軽自動車や小型乗用車での少量の配送を余儀なくされ、避難所では物資不足の状況であった。なお、通信手段が限られており、配送時に避難所の状況（人数や必要物資等の情報）を収集し、本部事務局に報告するようにした。なお、指定していた津波災害に係る避難所以外に、地域の集会所や寺院等に避難している人たちもおり、全体的な状況はまだ十分把握できていなかった（自主避難所も含め、最大 85 ヶ所(3 月 14 日)あった)。一方、物資の受け入れ基地として新里トレーニングセンター体育館（新里トレセン）を指定し、職員を派遣してシートを張るなど受け入れ準備も開始した。

イ．模索期(図 1-3)

３日目になると、新里トレセンの受け入れ態勢が整い、そこに食料や物資を集積して水道庁舎に運び、水道庁舎から各避難所に配送する基本的な流れができた。運搬のため、建設業協会からトラック２台と運転手の派遣を受けた。受け入れや配送はパソコンで管理した。この時点での受け入れはまだ少量に止まり、閑散とした状況だった（米や水)。さらに、新里地域の住民ボランティアやボランティアセンター（社会福祉協議会）からのボランティアも約 20 名集まった。新里トレセンには自衛隊の生活支援隊も到着し、田老、重茂、津軽石地区への配送を担当した。一方、水道庁舎からの車両は依然として軽自動車・小型乗用車で、少量ずつの輸送しかできなかった。なお、避難所からの要望のある物資で在庫がないものについては、ホームセンターから購入するようになった。

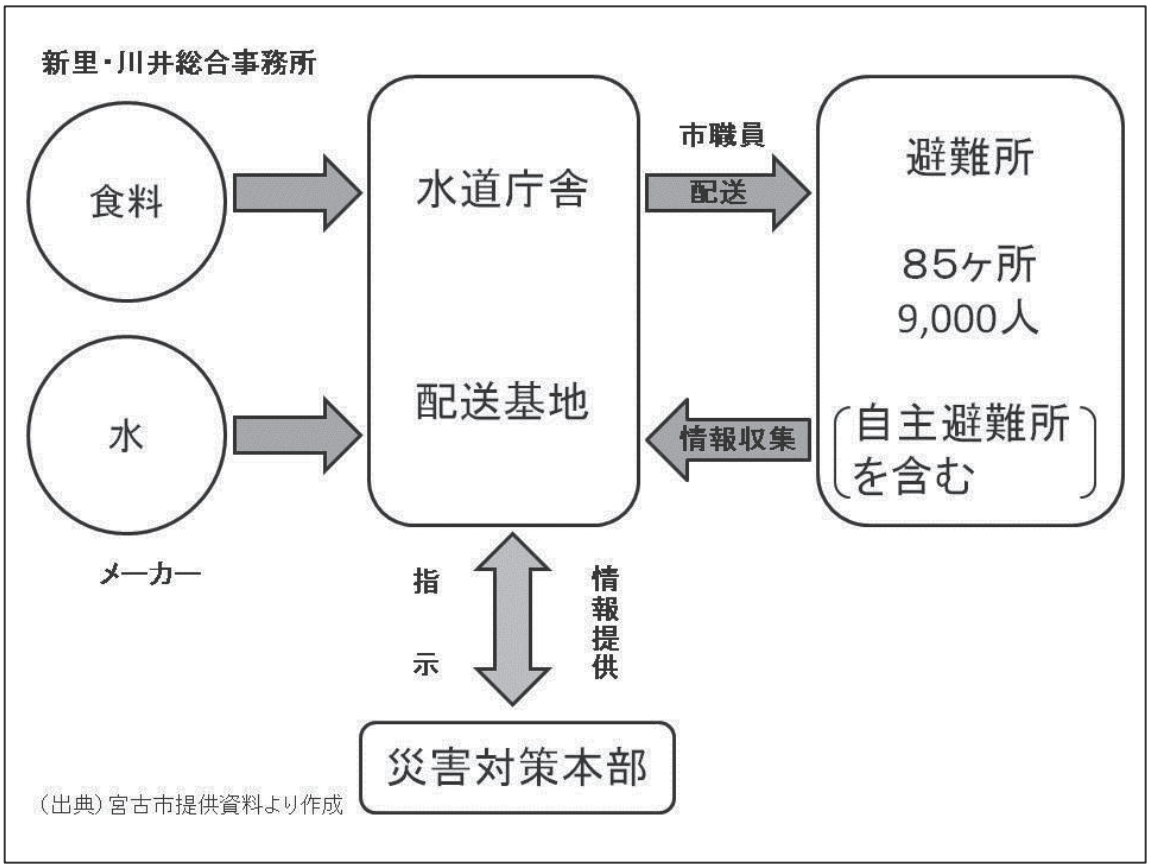

図 1-2　物資の流れ（発災翌日）

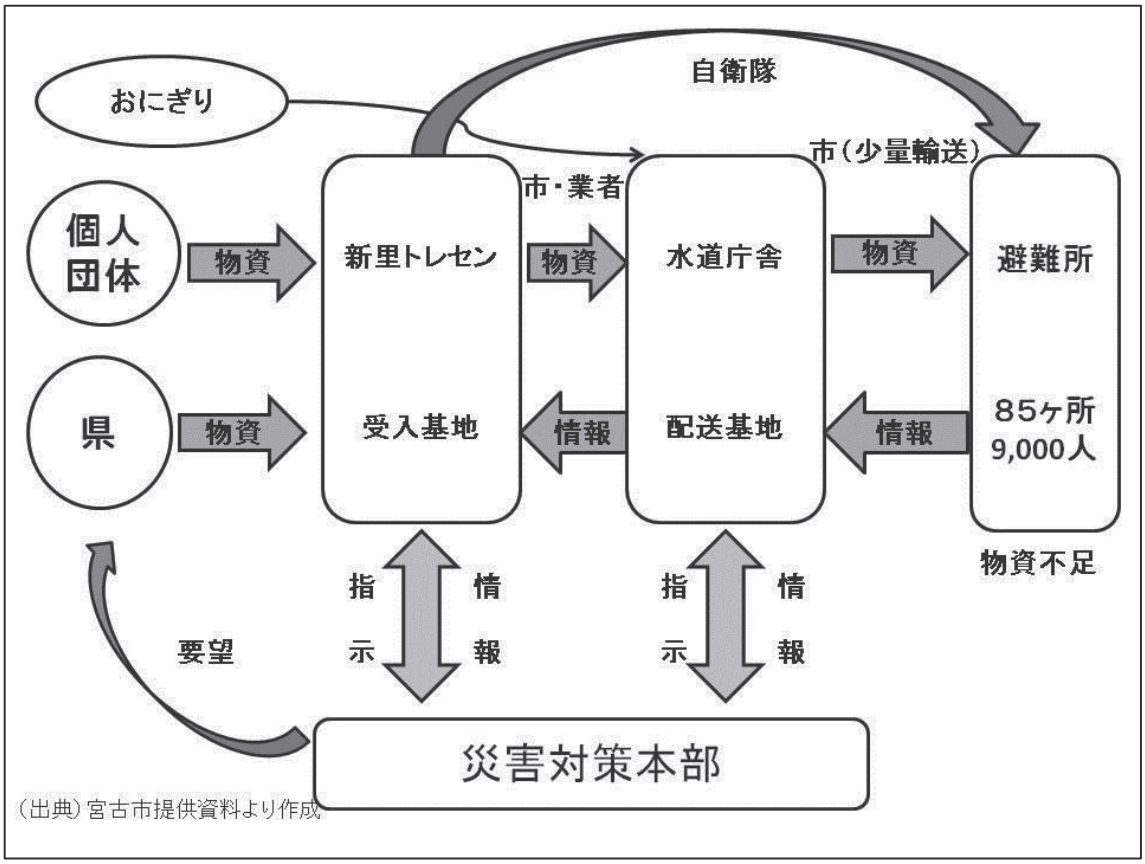

図 1-3　物資の動き（3/13～3/20）模索期

なお、14 日付で、**表 1-4** に示す「避難所状況一覧」が作成されている。これは、食料や物資の必要量などを避難所毎に整理したもので、避難所に配送に行った職員などを通じて作成された（Microsoft Excel で作成）。また、食料や物資に関する業務以外にも、避難所の最新の状況を示すデータとして、関係部門で活用された。この様式は地域防災計画であらかじめ定めていたものではなく、物資配送を担当した教育委員会職員の発案によるものだという。最初は黒板に情報を整理していたが書ききれず、メモ形式となり、さらにそれが改善された。この様式は、時間経過とともに状況に即して修正されながら、物資の配送の基礎となるデータとして活用された。

４日目。道路啓開が進み、かなりの箇所が通行可能となった。支援物資が入荷し始める一方で、車両の燃料不足が深刻化するようになった。新里地区の停電が回復したため、炊き出しを同地区の給食センターで行う準備を開始した。水道庁舎からの配送車両に学校給食運搬車２台を追加し輸送量が増大したが、避難者が多く、物資・食料不足の状態が続いた。新里トレセンでは、３名の宿直により 24 時間受け入れ態勢を整えた（しかし、連絡調整がうまくいかず、結果的には疲労が増すだけだった）。

５日目～７日目。新里トレセンに支援物資が続々と届き、容量をオーバーするようになった。そのため、近くの生涯学習センターなど５ヶ所でも保管するようになった。車両燃料不足が一層深刻化したが、通話可能だった au 携帯電話が配備され、水道庁舎との連絡が密になり、物資輸送量も増えてきた。受け入れ、配送ともに量が増え、手作業での在庫管理が困難になり、レイアウト図を張り出すことで物資の配置を確認することはできたものの、入荷伝票によって納入を確認するのが精一杯の状況だった。布団、毛布等の寝具や防寒着の他に、下着、タオル、洗面道具の需要が増えてきた。大人用の紙おむつは常に在庫不足の状況だった。

８日目～10 日目。在庫管理が困難な中、自衛隊の指導で新里トレセンのレイアウトを変更した。輸送体制も、自衛隊の他に建設業協会トラック２台とワンボックス車２台が避難所へ直接運搬するようになった。避難所への配送が水道庁舎と新里トレセンからの２元体制となったため、現場では混乱が生じた面もあった。ボランティアが 40 名程度まで増え、職員も税務課や川井地区職員など 10 人程度を増強した。

表 1-4　宮古市避難所状況一覧様式（抜粋）平成 23 年３月 14 日

				朝		**最終見込**		**最終**							
No.	地区	避難所名	配食数	避難者数	配送	避難者数	配送	避難者数	配送	不足燃料	毛布	炊出	電気	水道	備考
地区計															

【出典】宮古市提供資料より作成

ウ．安定期（11 日目以降）（図 1-4）

水道庁舎からの配送を終了し、新里トレセンに一元化した。民間宅配業者から車両と運転手の提供があり（４台分）、自衛隊との協力体制も確立して配送体制が一気に強化された。その結果、職員が休める状況になった。

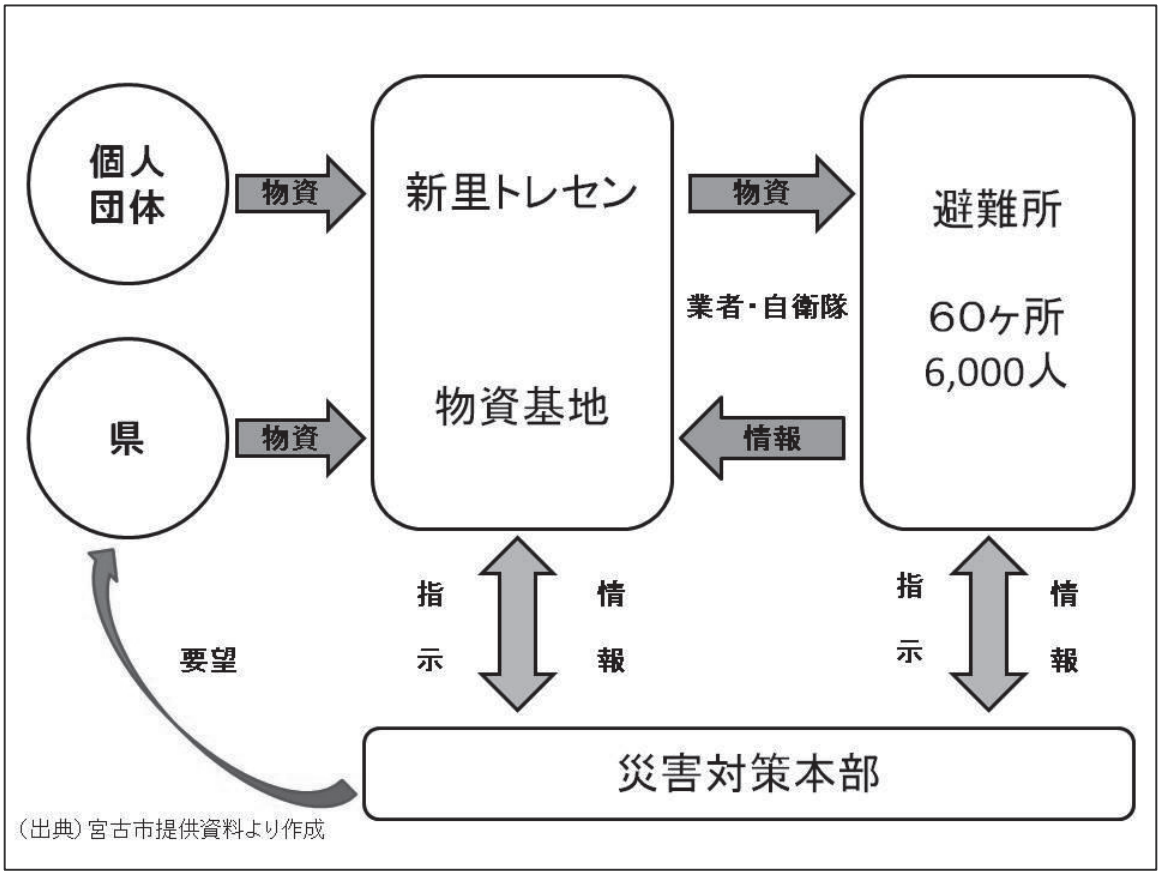

図 1-4　物資の動き（3/21 以降）安定期

エ．挙げられた課題

今後の災害への課題として、一連の活動を通じて明らかになった点として以下が挙げられた。

- 配送体制の確保：車両、燃料、道路
- 通信手段の確保：必要な物資の種類と量の把握、迅速な物資の要望
- タイムリーな物資の提供：届いたときには、暖かくなっていた

また、避難所に避難していない被災者に対する物資の供給のあり方にも、課題が生じた。ライフラインが途絶している中、避難所には食料や物資を求めて、避難所避難者以外の市民も集まった。市としては、同じ被災者であることから同様の対応を心がけた。

②　受援の状況

新里トレセンでの物資の調達・集積・配送活動では、表 1-5 のとおり多くの関係機関やボランティアからの応援を受けた。この内、建設業協会、ヤマト運輸、地元の個人ボランティアとは、毎夕開く「終わりの会」のときに翌日の予定を示して協力を求めた。ボランティアについては、ボランティアを夕方ボランティアセンター（宮古市社会福祉協議会）に送る際、翌日の必要人員を調整した。こうした応援は大変ありがたく、もっと多くの応援を得たかったとのことである。

今後の災害に備えるという観点からは、次のような点が挙げられた。

- 物資の配送については、宅配業者のノウハウが生かせるよう、応援協定を結んでおくこと。
- ボランティアの活動は大変有効なものであり、少しでも早く外部からの応援を受けられるよう、滞在拠点（宿泊場所）として公共施設などを指定しておくこと。
- 今回の大震災では、新里トレセンや水道庁舎の位置づけも含め、当初何をどのようにしてよいのかわからない状態だった。そのため、手際よく業務をこなせなかった。あらかじめ対応マニュアルを作成し、定期的に訓練を行い、業務内容の把握や市、自衛隊、宅配業者、ボランティアの役割を確認しておくこと。
- 避難所に配送に行った者が避難所情報の収集を行い、**表 1-4** のように取りまとめていったが、あまり情報収集の様式を複雑にすると、外部の人間では対応が難しくなる。初動段階での様式はシンプルな方が良い。（**図 1-5** に３月中の避難所連絡票様式を示す）
- 発災時の活動では、市、自衛隊、宅配業者は情報を共有することが重要であり、現場責任者同士の関わりを密にする必要があること。

表 1-5　物資の集積・配送関係で人的応援を受けた主な機関等

種別	機関名等
市内に所在する防災関係機関	県沿岸広域振興局宮古農林水産センター
市内に所在する民間団体	建設業協会
市内の民間企業	ヤマト運輸（株）（特別応援チーム）
市外の国の機関	外務省、法務省、内閣府ほか
市外の県の機関	岩手県（県庁混成チーム）、青森県
他市町村	東京都品川区
個人ボランティア	地域住民有志
その他	ボランティアセンター（社会福祉協議会）
庁内他部	教育委員会、会計課、税務課、川井総合事務所、新里総合事務所

避難所連絡票

日付：　　年　月　日　　避難所名

避難者数 （子ども・老人・病人の内訳）	
けが人・病人の状況	
避難所の状況 （設備の不具合・破損等）	
足りない物資・食料・日用品	
その他	

【出典】宮古市提供資料より作成

図 1-5　3 月段階の避難所連絡票様式

（３）避難所の開設・運営

①　概況

大震災発生直後から避難所を開設し、被災者を受け入れたが、その活動は困難を極めた。避難所の開設・運営については、地域防災計画で市民生活部が担い、発災時に各避難所に派遣する初動班職員も指名していたが、初日は庁舎から出られず、最初の段階から計画通りにいかなかった。指定していた避難所は、学校など施設の管理者や外勤中の職員らによって開設され、また、指定避難所以外の集会所や寺院などにも避難者が集まり避難所となった。最初の内は、通信手段の不足や地域を巡回する車の不足により、指定していた場所以外の避難所の状況を把握することができなかった。混乱の中、避難者名簿の作成までは手が回らなかった。（２）で記したように、避難所には食料や物資を配送したが、その際に避難者の数や必要物資等の情報を収集した。これらの避難所は、最初の 10 日間ほどは地域のボランティアとともに運営された

３日目に市民生活部内の分担が決まり、組織的な動きを取れるようになった。しかし、避難所の数は 85 ヶ所にのぼり、職員数や配送手段の制約の中、効率的な管理運営が困難な状況が続いた。そのため、

避難所の集約を１週間目くらいから検討するようになった。

３月 30 日に、避難所の集約を段階的に行うことを決定した。第１段階としてその時点で開設していた 45 ヶ所の避難所（福祉施設を除く）を 18 ヶ所に集約することとし、４月１日に集約した。集約の経緯は次のとおりである。

- 今回の災害は、大規模で長期化が予想される。
- 物資の安定的な供給や要望の集約のため、避難箇所の整理が必要である。
- 避難箇所を集約するに当たっては、市の指定の避難所を中心に整理する。
- 集約を考える避難所は、現在の避難者数を基に設定したもので、その他に移動を希望する避難所がある場合には、人数の空き状況等を確認し、可能であれば、移行できる。
- 集約により閉じる避難所に留まることについては、各施設の管理者が認めれば可能であるが、食料、物品の配給等については、集約後の避難所のみとなることから、集約後の避難所に取りに行くなどして対応していただく。

避難所となった施設が学校、寺院、集会所など多様であり、避難所ごとに運営体制は異なったが、集約後は、次の方針で避難所に職員を配置した。

- 部毎に担当する避難所を割り当て、基本的に常時３人以上の職員を配置する。
- 避難所の特性等を踏まえ、各部の判断で職員数を増減できる。ただし、少なくとも常時２人は配置する。
- 職員の勤務時間は、次のとおりとする。

ア．24 時間勤務の場合

8:30　13　14　17:15　18:15　22　6:30　8:30

勤務 4.30	休憩	勤務 3.15	休憩	勤務 3.45	仮眠時間（2 時間の正規勤務時間及び休憩時間含む）	勤務 2

7:45　7.45

■ ２時間の夜間勤務手当を支給する。

■ 翌日は休みとする。

イ．２交代勤務の場合

◆日勤

8:30　13　14　17:15

勤務 4.30	休憩	勤務 3.15

7.45

■ 日勤が月曜日～金曜日の場合は、通常勤務と同じ取り扱いである。

■ 日勤が土曜、日曜日の場合は、振り替え対応とする。

◆夜勤

18:15　22　6:30　8:30

勤務	仮眠時間（2 時間の正規勤務時間及び休憩時間含む）	勤務
3.45		2

7.45

■　２時間の夜間勤務手当を支給する。

■　通常業務（8:30～17:15）終了後、避難所の夜勤をした者は、翌日休みとする。

また、避難所の管理運営については、次の方針で行うこととした。

従事職員の役割	１．避難者への情報伝達、避難者からの相談受付等各種支援を行うこと。
	２．避難所のニーズを把握し、本庁へ伝達すること。
	３．避難者の名簿管理を行うこと。
	４．その他、避難所の管理運営一切を行うこと。
本庁及び避難所の連絡系統	１．全体の避難所を統括する担当者（統括担当者）を総合窓口課に置く。
	２．各部が所管する避難所を統括する担当者（各部担当者）を各部に置く。
	３．各部担当者は、所管する避難所に従事する職員の氏名及び携帯電話番号等を記載した１週間程度のローテーション表を作成し、統括担当者に提出する。
	４．全ての避難所に周知すべき事項があるときは、統括担当者が各部担当者を通じて周知する。個別の避難所への連絡事項は、直接従事する職員へ伝達する。

②　受援の状況

３月中は、市外からの応援を受けることなく、地元の自治会組織、住民ボランティア、施設管理者、市職員により避難所を運営した。その後、姉妹都市関係にある青森県黒石市や自治労など外部からさまざまな応援を受けたが、その受け入れの調整は総務課で行った。

３月中は、被災地へのアクセスや環境が劣悪であったこと、避難所の管理運営の仕組みが形作られない状況で、応援を受けてもどのように戦力となってもらうか不透明であった。もし、こうした点がもっと早く克服できたならば、早い段階で外部から応援を受けることは非常に有効だっただろうとのことだった。本大震災の教訓を踏まえ、市では、避難所第１班として所属にかかわらず職員を個人指名し、避難所第２班として部単位で避難所を割り当てるなど、避難所の運営体制の明確化に努めているところである。

（４）医療・保健活動

①　概況（表 1-6）

医療・保健活動は、健康福祉部（スタッフ総数 89 名（非常勤を含む）。内、保健師 28 名、助産師１名、看護師 12 名、栄養士４名、歯科衛生士１名）が、外部の関係機関と連携して実施した。拠点となる保健センター（本庁舎近くの別棟）を津波で失う中、外部からの応援を受けながら避難所での救護、栄養指導等を実施した。なお、田老地区については、田老診療所と田老保健センターで独立した活動が展開された。また、市内のほとんど全ての医療機関が自力再建可能な状況であった。

ア．保健センターの発災当日の動き

地震発生時、１歳６か月児健康診査を実施中だった。地震後、受診者を屋外に避難誘導し、大津波警報の発表を受けて４組の親子を職員とともに指定避難所となっていた中央公民館に誘導した。15 時 26 分、津波が襲来し、中央公民館に向かう坂道まで津波が上がってきたため、他の避難者や偶然居合わせた上下水道部職員とともに高台の宮古第二中学校へ避難した。寒さと停電、断水、通信途絶の中、第二中学校などで避難者の把握や要援護者への支援を行った。市役所は孤立状態で、発災当日は連絡が取れなかった。翌 12 日に本庁に合流して組織的な活動を行うことになった。

イ．３月 12 日～22 日までの動き

３月 12 日から 22 日までは、被災者の生命・安全の確保を最優先とする活動を展開した。通常業務は実施できなかった。避難所４ヶ所を 24 時間対応とし職員を常駐させた。22 ヶ所の避難所については、巡回対応をとした。並行して、医療機関の被災状況の把握、不足する物資の調達、移動手段である車両や燃料の確保、介護事業所と連携した安否確認活動などを実施した。

朝のミーティングで情報の周知と共通理解をし、夕方のミーティングで日中の新たな情報を共有した。情報の共有と一人で問題を抱え込まないことに配慮しながら活動を展開した。

なお、13 日からは DMAT、保健師支援チーム、15 日からは医療救護チームからの応援も受けるようになった。

ウ．３月 23 日～4 月初旬までの動き

３月 23 日からは、避難所対策を各支援チームと連携して行う一方、介護保険課と福祉課で通常業務を再開し、保健センターが被災した健康課は本庁の介護保険課に窓口を開設した。なお、23 日からはこころのケアチームの支援も受けるようになった。

表 1-6　発災初期における健康課の活動状況

	3/11～3/22	3/22～4/3	4/3～5 月初旬
被災地の状況	● 状況確認困難 ● 避難者の増加 ● ライフラインの寸断 ● 寒さ対策 ● 物資不足 ● 災害対策本部と遮断	● 避難所が少しずつ軌道に乗る ● 疲労蓄積、体調不良増加 ● インフルエンザ、嘔吐下痢症等、感染症の発症 ● 避難所に母子の姿が見あたらない	● 避難生活の長期化 ● ライフラインの回復 ● 仮設住宅等、入居可否の決定 ● 慢性疲労の顕在化
保健衛生活動	● 保健福祉部全体で対応 ● 避難所 24 時間常駐(3/11-)と避難所巡回(3/12-)対応 ● 避難者の健康管理及び処遇調整（(医療、介護、福祉）避難所の確保と該当者の移動支援） ● 衛生管理及び環境整備（トイレ、女性用更衣室、夜間の灯り確保等） ● 医薬品、衛生材料、生活用品等の確保 ● 栄養状況の確認	● 24 時間常駐から日中常駐避難所へ移行 ● 避難所巡回 ● 避難所に派遣保健師チームを常駐し、健康支援を実施 ● 感染症対応と予防活動 ● うがい手洗い隔離部屋の確保 ● 感染症予防、エコノミー症候群、ストレス、不眠、食中毒予防の指導を実施 ● こころの健康づくり普及啓発 ● 食生活の確認と栄養指導	● 被災地区健康状態把握とニーズ調査 ● 避難所巡回 ● こころのケアチームとの同行訪問とケースカンファレンス ● こころのケアチームによるスタッフ研修実施 ● 乳幼児・妊産婦安否確認アンケート実施
医療救護	● DMAT 診療開始(3/13) ● 被災の大きかった津軽石・赤前地区に（赤前小学校、津軽石小学校内）24 時間診療所を開設 ● 医療チームによる避難所巡回と慢性疾患薬の投与 ● 感染症対応（タミフルの予防投薬）		
歯科医療救護	● 避難所巡回 ● 歯科医院が被災した地域は、避難所で歯科診療バスによる診療を実施 ● 避難所や仮設の近くに歯科医院があり、必要時受診していた。 ● 歯科衛生材料支援		
栄養指導支援	● おにぎり炊き出し ● 避難所巡回栄養指導	● アレルギーの有無、ミルク、離乳食等確認 ● 自衛隊炊き出しとの給食メニューの検討と献立作成 ● 食事は避難所ごとの対応（炊き出し、お弁当）	
こころのケア		● こころのケアチーム被災者支援(3/23-) ● 避難所巡回と個別ケース支援 ● 被災者や遺族のこころのケア ● 保健師との同行訪問 ● 支援者支援 ● スタッフ研修会	

【出典】宮古市提供資料より作成

②　受援の状況

医療・保健活動では、全国各地から多くの応援を受けた（表 1-7）。受援に当たっては、県の機関である宮古保健所が重要な位置を占めた。市の拠点である保健センターが使用不能な中、毎晩７時から１時間、保健所が主催し、医療、保健、こころのケア別に支援者ミーティングを開催した（図 1-6）。ミーティングでは、その日の確認を行うとともに、翌日の活動の振り分けなどを話し合った。協議よりも指示に近い運営だったという。医療支援者ミーティングは保健所長、保健師支援者ミーティングは保健所統括保健師が司会を努めた。市は、事前に保健所に市の方針を伝えるとともに、ミーティングにおいて市としての活動方針を説明し協力を求めた。支援者チームは、宮古市の考えを尊重して活動してくれて大変ありがたかった。なお、ミーティング以外の場での連絡調整では、伝達ミスや意図の誤解を避けるため、電話は使用せず、直接相手に会って話をするように努めた。

こうした枠組みとは別に独自に避難所に入って活動するボランティア団体（保健関係）もあった。こうした団体については、社会福祉協議会を通じるように促した。

今後の災害に備えるという観点からは、情報寸断の中で、一刻も早い情報収集が挙げられた。避難者の状況や医療機関の被災状況などを一刻も早く把握することが、必要な応援早期に的確に受けるために地元に求められるとのことである。また、支援チームの交代の際、何度も同じ話をすることがあり、引き継ぎの仕組みも考えておく必要があることも挙げられた。

宮古保健所

医療支援者ミーティング	保健師支援者ミーティング	こころのケア支援者ミーティング

- 毎晩午後７時から１時間程度。別々に開催。
- 医療支援者ミーティングは保健所長が、保健師支援者ミーティングは保健所統括保健師が司会。
- 多いときで医療支援者ミーティングは 30 名程度、保健師支援者ミーティングは 20 名程度の出席。
- 当日の活動報告と翌日の振り分けを説明（協議よりも指示に近い運営）。
- 市が保健所に活動方針を伝え、保健所がその意向を踏まえて会議を進行。
- 市からは２～３名体制で出席。
- 医療支援者ミーティングは５月末まで、保健師支援者ミーティングは７月末まで開催。

図 1-6　宮古保健所における支援者ミーティング

表 1-7　支援チームの状況

種類	派遣元	派遣規模	活動内容	構成
医療支援チーム	北海道、青森県、山形県、静岡県、長野県、新潟県、滋賀県、沖縄県、陸上自衛隊、国境なき医師団、岩手県医師会、宮古医師会、個人	派遣期間：3/13-5/31 延人員：2,377 名 1 日最大 10 チーム	避難所応急救護活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士、レントゲン技師、調整員等
こころのケア支援チーム	静岡県、国立病院機構琉球・菊池・花巻・肥前、秋田県、佐賀県、宮古山口病院	派遣期間：3/23-4/25 延人員：1,516 名 １日最大４チーム ８月からは２チームによるスポット支援	避難所支援、遺族訪問、要支援者訪問、集団幼児健康診査へのサポート、支援者面接等。 保健所震災こころの相談室	精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士、保健師、看護師、作業療法士、調整員等
保健師チーム	下関市、東京都、東京都 23 区、函館市、宮崎県、大分市、藤沢市、横須賀市、多良間村、岩手県立大学、対がん協会、雫石町、二戸市、岩手町	派遣期間：3/13-8/2 延人員：3,488 名 １日最大８チーム	避難所支援、仮設住宅全戸訪問、健康相談等	保健師のほか栄養士、歯科衛生士、食品衛生監視員等
歯科支援チーム	函館歯科医師会、八戸市保険医協会、岩手県歯科医師会、宮古歯科医師会	派遣期間：3/13-5/31 延人員：84 名	避難所巡回診療、歯科衛生材料支援等	歯科医師、歯科衛生士等
薬剤師支援チーム	日本薬剤師会（北海道薬剤師会）、岩手県薬剤師会、宮古薬剤師会	派遣期間：3/13-5/31 延人員：163 名	避難所薬剤管理、服薬指導、田老診療所調剤支援等	薬剤師

【出典】宮古市提供資料より作成